



社厚第693号
平成26年11月17日

鳥取県知事 平井伸治 様

指定管理者 住 所 鳥取市伏野2259番地43
名 称 社会福祉法人鳥取県厚生事業
代 表 理事長 山本光範

社会福祉法人
鳥取県厚生事業
団理事長印

県立皆尚寿苑に係る事業計画書の変更について（申請）

このことについて、平成26年度の県立皆尚寿苑の事業計画書を下記のとおり変更します。

記

事業計画書2（2）イ外部委託の考え方 及び ウ委託、工事請負の発注予定に、以下内容を追加します。

イ 外部委託の考え方

業務委託名	契約業務内容	委託先選定方法	契約の有無	
			有無	方法
居室ダニ駆除委託	年1回	予定価格による1社隨契	未満	有 隨意契約

ウ 委託、工事請負の発注予定

種 別	内 容	期 間	金 額 (円) (概算)	発注先	選 定 方 法	県外事業者へ発注する必要 がある場合は、その理由
委託	居室ダニ駆除委託	〃		○県内・県外	予定価格が 1社隨契	未満による

※事業計画書を添付

鳥取県立皆生尚寿苑管理業務に関する事業計画書

1 施設の平等な利用の確保（管理運営の基本的な考え方）

（1）皆生尚寿苑の指定管理者に対する意欲等

鳥取県厚生事業団は、皆生尚寿苑が昭和46年に開設されて以来、運営の受託を行ってきた。平成18年4月より指定管理者制度導入に伴い、引き続き指定管理者として運営を受託している。

この同じ年に養護老人ホームに関する老人福祉法の大改革があり、厚生事業団はいち早く皆生尚寿苑の形態を外部サービス利用型特定施設への転換を行い、重度化した利用者への介護サービスの充実を図った。併せて養護老人ホームの多様化している利用者への支援計画、予防リハビリ体操やリハビリの個別対応化等の定着化を図り、利用者の転倒に関する意識の向上や自立に向けての支援をするとともに、積極的に社会参加の機会を増やしている。

今後の福祉サービスが、地域包括ケアシステムの構築に向かって進んでいる中で、養護老人ホームは、地域社会で支えることのできない社会的援護を要する高齢者の受け皿としての役割は大きい。養護老人ホームが、社会のセーフティーネットとして、生活困窮者、精神疾患を有する高齢者や被虐待者及び独居介護難民等を受け入れながらも、地域包括ケアシステムの趣旨に沿って、地域移行が可能な方への移行支援を含め、各利用者に沿ったソーシャルワーク機能の強化、介護・支援を必要とする処遇困難者に対応していきたい。

さらに、施設内の利用者へのサービスのみならず、市町村等各関係機関と連携し、地域の方々への相談事業を担い、地域の拠点施設として信頼を得られるよう組織を上げて全力で取り組んでいきたいと考えている。

（2）皆生尚寿苑の管理運営の方針

（公平な利用の確保、県との連携等基本的な考え方、ボランティアの受入、地域との交流等）

ア 養護老人ホームとしての老人福祉法の趣旨を尊重し、公の施設であることを念頭に置くとともに措置施設として措置権者の行政行為を認識し、常に公平な利用となるよう管理運営を行う。

また、生活管理短期宿泊事業についても、市町村との契約により、公平な利用となるよう管理運営を行う。

イ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

ウ 施設が明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者が健康で安心した生活が出来るよう、職員の支援・処遇技術の向上に努める。

エ 県及び市町村、その他保健、医療又は福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努める。同時に、病院退院後の被虐待者や高齢精神障害者等に対して地域社会の受け皿として機能の充実に努める。

オ ボランティアの積極的な受入れに努め、行事等での地域住民との交流及び施設開放にも積極的に取り組む。また、地域で社会的な支援を要する方に対して、自立を支える拠点施設となっていくため、積極的に地域に出かけ、相談・介護予防サービスにも引き続き取り組む。

2 施設の効用を最大限に發揮するための対応

(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- ア 生活困窮、精神疾患を有する高齢者、独居者、被虐待者及び地域からの苦情等で在宅生活が困難になった方に対し、処遇計画に基づいた社会復帰の促進及び自立のための指導訓練、市町村等との密接な連携とりながら支援を行う。
- イ 生活保護費の適切な管理に援助を必要とする方や住宅事情及び身寄りがないために介護サービスの利用だけでは在宅での独居生活が困難な方を受入れるセーフティーネットの役割を果たしている。
- ウ 様々なニーズの対応や、自立を支援するためのソーシャルワーク機能を強化し、在宅復帰に繋げている。
- エ 施設での支援強化に加えて、施設外での社会活動（ボランティア、地域公民館ふれあい活動等）の機会を積極的に増やし、地域の方に苑内活動の喫茶、句会に参加してもらっている。
また、施設に地域ボランティアを受け入れることで、利用者自身と地域の方との交流を通して、地域社会との繋がりを大切にしている。
- オ 施設利用者の介護の重度化に対しては、外部サービス利用型特定施設として、介護保険サービスを利用しながら必要に応じて、介護福祉施設への入所につなげている。
- カ 緊急なニーズの対応は、介護予防生活管理短期宿泊事業等を活用して、迅速に利用者の保護、支援を行っている。

(2) 施設管理の基準等

ア 施設設備の維持管理・衛生管理の考え方

施設（設備）の保全業務として、日常的あるいは定期的な点検と保守、機器などの正しい運転、充分な清掃、保安に対する注意及び劣化した部分の修繕を行う。

(ア) 点検と保守

機器の始動前後には日常点検を行なう。また、一定期間ごとに定期点検を行うことにより、各部の機能や劣化、損耗の状態を調査する。

(イ) 運転

設備機器などを稼動させ、その状況を監視し制御する。

(ウ) 清掃

日常清掃・定期清掃を行うことにより建物の清潔さを保ち、腐食などの進行を遅らせる。

(エ) 保安

機械室・ボイラー室等の施錠及び、外壁や屋上を点検して落下物などが生じないように注意するなど、建物の保安状態を定期的に点検し、自主検査チェック表を作成して管理している。非常時（地震、台風、火災、盗難など）には、速やかに対応をする。

(オ) 修繕

使用や経年に伴う劣化や損耗が、ある限度を超える機能が損なわれた場合は、その部位の修繕あるいは更新を行う。

イ 外部委託の考え方

業務委託名	契約業務内容	委託先選定方法	契約の有無	
			有無	方法
消防用設備点検	年2回 機器点検、総合点検	法人内共同による複数業者見積競争	有	随意契約
自家用電気工作物保安管理	毎月1回 定期点検 年2回 総合点検	"	"	"
不可燃物処理	不可燃物処理を毎日適正に行う	"	"	"
貯水槽清掃殺菌消毒作業	年1回 貯水槽清掃殺菌消毒	予定価格が による1社隨契	未満	"
害虫駆除作業	年2回 害虫駆除作業	"	"	"
産業廃棄物処理	産業廃棄物の収集運搬及び処分 (随時)	"	"	"
建物・設備定期点検	建物 3年に1回 設備 年1回	"	"	"
自動販売機によるジュース等の販売	自動販売機の設置及び商品の補充、機械の保全修理等	"	"	"
居室ダニ駆除委託	年1回	"	"	"
空調機器設備点検	年2回 保守点検	他の業者では、保守管理 ができないので、設置業者 を選定する。	"	"
エレベーター保守点検	毎月2回 保守点検	"	"	"

ウ 委託、工事請負の発注予定

種別	内容	期間	金額(円) (概算)	発注先	選定 方 法	県外事業者へ発注する必要 がある場合は、その理由
委託	消防用設備点検	未定		〔県内〕・県外	法人内共同による複数業者見積競争	
委託	自家用電気工作物保安 管理	"		〔県内〕・県外	"	
委託	不可燃物処理	"		〔県内〕・県外	"	
委託	貯水槽清掃滅菌消毒作業	"		〔県内〕・県外	予定価格が 1社隨契	未満による
委託	害虫駆除作業	"		〔県内〕・県外	"	
委託	産業廃棄物処理	"		〔県内〕・県外	"	
委託	建物・設備定期点検	"		〔県内〕・県外	"	
委託	自動販売機によるジュース等の販売	"		〔県内〕・県外	"	
委託	居室ダニ駆除委託	"		〔県内〕・県外	"	
委託	空調機器保守点検	"		〔県内〕・県外	他の業者では、保守管理 ができないの で、設置業者を選定する。	
委託	エレベーター保守点検	"		県内〔県外〕	"	設置業者であり、かつ鳥取 県内に出張所が有り保守管 理ができる。

エ 福祉サービス第三者評価の受審に関する考え方

平成14年3月から、施設サービスの自己評価（厚生事業団作成の基準評価表）を毎年実施し、施設運営の改善に取り組んでいる。また、平成18年度から平成25年度にかけて、毎年福祉サービス第三者評価を受審し、施設運営・福祉サービスの基盤強化に取り組んだ。今後も毎年受審することにより、引き続き福祉サービスの維持向上を図り、積極的な情報公開の推進と、より透明な施設運営を図ると共に利用者への支援・介護サービスの質の向上に取り組む。

(3) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応等

ア 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

- (ア) 日頃から利用者の安全を確保するために対応マニュアルを整備し、充分な防災対策を講ずるとともに、火災時、特に夜間における火災発生時に的確な対応が出来るよう関係機関、地域自治会等の協力体制を確立し、日中及び夜間の防災総合訓練並びに消防設備の取り扱い等の訓練を行っていく。(年2回以上)
- (イ) 夜間・土日祝祭日の施設の保安管理業務を行うため、常時1人の警備員を配置し、定期的に施設内外を巡回することにより、施錠の確認、外部からの侵入者の有無、利用者の無断外出の防止及びその他異常の発見等に努めていく。
- (ウ) 事故の再発防止・リスク防止策として、ヒヤリハットの記録及び事例検討を隨時行い、集計分析を基に、定期的に「リスクマネジメント委員会」を開いて対策に取り組んでいく。

イ 緊急時の体制・対応

- (ア) 無断外出・事故等については、防止委員会の設置やそれにマニュアル、緊急連絡網を作成して対応していく。
- (イ) 社会福祉施設総合損害補償保険に加入し、事故発生時のトラブルに備える。

ウ 入所者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法、入所者等からの要望の把握方法

- (ア) 入所者からの苦情に対する適切な対応、円滑・円満な解決ができるよう苦情解決検討会を設置している。
- (イ) 「苦情解決検討委員会」の中で、生活上での苦情やトラブルに対し、利用者の方（家族を含む）の充分な聞き取りと調査にあたり、場合によっては措置権者及び家族を交えてカンファレンスを行い、問題解決に向けて取り組みを行っていく。
- (ウ) 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮するため、外部に第三者委員2名を依頼し、定期的に「苦情解決検討委員会」を開催し、苦情解決を図る。また、施設内での検討会で解決に困難が生じたり、解決できない場合は、「鳥取県厚生事業団苦情解決検討会」で検討し、解決する。
- (エ) 苑の運営に関する利用者の意見を聴取すること及び苑における利用者自治会等について協議するために、次の会を開催する。
 - a 世話人の会（1回／月）
各棟に世話人を置き、各棟の問題点、苦情等を全体で協議し、解決を図る。
 - b 話し合いの会（1回／月）
世話人の会で話し合われたこと、協議したこと等を利用者全体に伝えたり、苦情要望等を聞き、全体で協議する。
 - c 各棟話し合いの会（1回／月）
 - d 月曜集会（1回／週）
毎週月曜日に、利用者全体で集会を開く。内容としては、話し合いの会と同様で

ある。

e 随時、利用者からの聞き取りに対応していく。

f 施設内各所に意見箱を設置し、匿名での意見も出せるよう配慮している。

(4) 個人情報保護等への対応

ア 個人情報の保護への対応

- (ア) 施設が保有する個人情報については、その重要性を鑑み、法人制定の「個人情報保護規程」に基づき厳重に取り扱う。
- (イ) 個人情報が記載された文書類については、施設内に保管管理者を定め、所定保管場所からの持ち出しを禁止する。
- (ウ) 個人名等の情報が特定可能な文書の廃棄については、シュレッダーなどを利用し、情報の漏洩を防止する。
- (エ) カンファレンスに用いた書類は、適切な廃棄を徹底する。

イ 情報の公開への対応

- (ア) 社会福祉施設としての公共性に鑑み、その有する情報が積極的に公開されるよう、法人制定の「情報公開規程」に基づき、公正な情報公開を行う。
- (イ) 法人ホームページ、施設ホームページ、パンフレット等を活用し、情報の発信に努める。
地域との交流に努めるとともに、施設視察や見学などを積極的に受け入れ、施設の地域開放等を推進する。
- (ウ) 施設広報紙「尚寿苑だより」を定期的（年3回）に発行し、施設の情報を家族、地域その他関係機関に幅広く発信する。又、職員が入所者の生活状況について、身元引受人に手紙にてお知らせする。（年1回）
- (エ) 毎年、第三者評価を受審し、その評価結果を公表する。
- (オ) 行政の福祉担当職員、地域包括支援センター職員、民生委員、病院のケースワーカー、地域で暮らす独居老人など、多数の視察、見学あるいは相談を受け入れるなど、施設を開放しての情報公開に努める。
- (カ) 中学、高校、大学、専門学校等の生徒の実習受入れを積極的に行い、福祉の理解に努める。

(5) 入所者の処遇に対する考え方

ア 入所者の生活状況等に応じた適切な処遇計画の作成・見直し及び処遇の実施

- (ア) 新規入所者（140名定員内訳、一般養護70名・特定70名）に対して、事前面接で聞き取った本人・家族の意見・要望等を考慮しながら、意向に沿った暫定処遇計画（入所日の月末まで）を立て、次月から初回処遇計画を作成する。

処遇計画は毎期ごとに更新計画の作成（著しい生活、健康状況の変化時は随時計画の見直しを行う）を行う。入所者の自主性を尊重し、健康で明るく心豊かな日常生活が送れることを基本目標としている。

- (イ) 介護が必要となった入所者に対しては、本人や家族と相談し、介護認定申請を行い、特定施設利用者としてカンファレンスを基にケアプランを作成し、ヘルパーによる身の回りの介護サービスを提供する。

- (ウ) 外部サービス利用型特定施設の入居者生活介護費のサービス単位は、一般の居宅サービスと比較して90/100となっており、利用限度単位数も介護度が高くなるにつれ、居宅サービスと比べると低くなっている中で、サービスを提供している。

外部サービス利用型特定施設の養護老人ホームとして、介護度が高くなった利用者は、介護ニーズにあった施設移管に繋げるよう努力している。

外部サービスを利用している方に対しては、本人の意向や身体の状況を勘案しながら、なじみの信頼関係による継続性にも配慮したサービス（デイサービスなど）を提供している。その他に福祉用具貸与サービスも提供している。

(エ) 支援状況の確認のため、介護サービスが利用可能となった平成18年度より、年1回利用者へ施設サービスアンケートを実施して、利用者の意見を聞いている。重度化が進んできているが、利用者満足度において、約6割の満足の回答を維持している。

その中でも、入浴については、温泉であること及び夜間入浴等選択の幅が広いことで、良い評価を得ている。

指定管理の継続となった平成21年度と比べると、入所者の重度化に伴い、アンケート内容についての理解が難しくなり、回答も施設生活全体への要望ではなく、介護援助や生活支援といった個別の要求が多くなっているのが伺える。特浴やナースコールの設置といったハード面での整備を行いつつ、アンケートを通して、入所者の思考傾向を把握し、支援に活かしている。

イ 相談及び援助の体制

(ア) 入所者からの相談の対応については、生活相談員を1階事務所と2階ケアセンターに配置し、入所者から身近な場所で聞けるよう配慮している。

(イ) 入所者から相談があった場合は、職種に拘らず相談ニーズに応じた職員（苑長以下全職員）が傾聴し、解決へ向けてゆっくりと時間をかけて対話することで、心理面でのサポートを行っている。

また、苑で対応できることに対しては、本人の満足につながる対応を迅速に行う。

苑だけで対応できない問題・悩みについては、措置権者と連携を取り、カンファレンス会議を開催して、解決を図る。

(エ) 退所者及び家族の相談支援と、地域移行に向けた相談支援や移行後の継続支援にも努めている。

(オ) 身寄りのない方、所得ない方、障がいのある方などの状況に応じて、成年後見制度や公正証書、献体、永代供養等フォーマル・インフォーマルな社会資源、地域支援の活用を促進しながら信頼関係の構築を図り、生涯支援に取り組んでいる。

ウ 心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供（メニュー、提供時間等）

(ア) 入所者の生活、身体、疾病の現状について介護、医務と協議し、食事形態や内容を決定する。

(イ) a 形態は、普通食・一口大・刻み・ミキサーの4種類。

b 主食の形態は、米飯・小盛・普通盛り・大盛り・おにぎり・粥小盛・普通盛り・粥大盛りの8種類。

c 病態対応食は、糖尿病食・減塩食・潰瘍食・透析食・カリウム制限食・アレルギー対応食の6種類を提供している。

(ウ) 毎月の体重の増減を確認し、生活や身体状況の変化や健診等の結果等を見て、食事摂取量や嗜好品の摂取量を把握する。必要な場合は、食事量や嗜好品の購入量を調整する。

(エ) 地産地消に取組み、可能な限り地のものを提供しながら、毎日残滓調査と年に1回は嗜好調査を行い、入所者の嗜好傾向や摂食状況を把握し、日常の献立に反映するよう努めている。また、入所者個人の食事摂取状況（自立、見守り、介助）に応じ、食事提供場所を4カ所に分けて、ゆったりと食事を楽しんでいただける環境を

整えている。

エ 心身の状況等を考慮した入浴の実施（時間等）

浴室は日曜日を除く月～土曜日を開放し、週6回の入浴利用が出来る状態としている。日曜日は原則入浴中止日（防ダニ・カビ対策）としていくが、各棟のシャワー室利用可能である。

（ア）自主入浴者

日曜日以外の14：00～17：00、18：15～19：30

午後と夜間に浴室を開放し、利用者のADL状況に応じて自主的に温泉を楽しめる環境にしている。そのリスク対策として、定期に浴室をチェックして、利用者の安否確認を行い、危機管理を行っている。

（イ）介助入浴

見守り入浴を含む月～土曜日の9：10～11：30

（ウ）皮膚疾病者

清潔保持の必要な方は、週4回以上介助入浴を行う。

（エ）要介護者

利用者の重度化に対応するため、現在、特殊浴槽を設置工事中であり、平成26年度以降は特浴による入浴サービスを提供する。

オ 余暇活動の供与の内容

（ア）各クラブ活動、グループワーク活動、遊ビリテーション活動及び畠作業等を積極的に実施し、利用者の精神安定並びに身体的機能の保持に努めている。

〈取り組み計画〉

ちぎり絵クラブ 2回／月・手芸クラブ 1回／月・書道クラブ 1回／月

句会 1回／月・ビデオ鑑賞会 2回／月・生け花クラブ 1回／月

カラオケ 2回／週・輪投げ 1回／月・遊ビリテーション 4回／週

介護予防教室（リハビリ）5回／週・嚥下体操 5回／週・寺子屋 2回／月

調理クラブ 1回／月

（イ）積極的にボランティアを受け入れ、行事・リクリエーション活動を通じ、利用者と地域社会との連携を図っている。

〈ボランティア受入実績（延人数）〉

平成23年度 615人、平成24年度 536人

（ウ）地域の公民館活動や、地域のイベントに積極的に参加し、外出の機会を増やしている。

〈取り組み活動〉

①米子市がいなみく予防トレーニング、保育園誕生会交流、公民館ふれあい学級

②その他公民会開催教室へ参加（正月料理、蕎麦打ち、ペーパークラフト等）

③ボランティアや施設相談員付添による買い物外出

カ 機能訓練等健康保持に向けた取組の実施内容

（ア）入所者が健康で安心・安全な日常生活健康を過ごしていただくため「自立支援」を基本に据え、自主性を尊重し、相互信頼を構築する。特に入院等（骨折後など）で機能低下が顕著な方に対して、個々の身体状況に合わせたリハビリを実施して、機能の維持向上を図っている。

（イ）生活相談員、看護師、支援員等多職種共同で統一した意識を持ち、個人個人に合わせた機能訓練を実施している。

（ウ）心身ともに維持向上を図り、予防改善に努め、日々の日課にメリハリと生きがいの

ある生活を過ごせるようにリハビリ体操等を実施している。

(実施日) 平日(月～金)の5日間(苑全体行事以外の日)

(実施内容) 個別身体機能訓練(歩行・筋力の活性・関節可動域訓練等)

集団身体機能訓練(リハビリ体操・呼吸嚥下体操等)

(エ) 自立支援・介護予防に対するプログラム化によるリハビリ教室の開催及びリハビリ機器使用の個別リハビリを実施し、機能訓練に努める。併せて、米子市の介護予防教室を通年で利用している。

キ 入所者の社会復帰及び自立に向けた支援策

- (ア) 入所者の方には、入所後も以前の生活でされていた事(自転車での外出や友人との外出、外泊、畑作り等)は、中止するのではなく、リスクに配慮しながらできる限り継続していただいている。
- (イ) 経済的な問題をかかえている方に対し、金銭管理を行い、計画的なお金の使い方を指導している。
- (ウ) 入所後も社会活動と関わりながら生活していただき、今後の在宅生活を見据えた支援を行っている。

ク 健康管理、医療体制の確保

(ア) 看護師3名を配置して入所者の日常の健康管理を行うとともに、嘱託医による、月に10回程度の往診を実施している。また、協力病院及び協力歯科医院を定め、医療機関との連携を図っている。

(イ) 入所者の健康管理として、下記のとおり実施している。

定期健康診断	・・・年2回
嘱託医検診 内科	・・・週2回
嘱託医検診 整形外科	・・・月2回
血圧・体重測定	・・・月1回
結核検診	・・・年1回

(ウ) 入院治療者に対して、看護師または相談員が原則週1回の訪院をし、精神的支援及び洗濯物や買い物などの代行を行っている。精神科に入院されている入所者の方には、原則週2回の訪院をし、精神面での支援を行っている。(ケースにより訪院回数は異なる)

ケ 入所希望者への情報提供及びその内容

(ア) 入所希望者からの問い合わせがあった場合は、パンフレットや入苑案内にて説明を行っている。またその際、施設見学等を提案し、希望されれば案内を行う。

(イ) 措置施設であるため、希望者には住所のある市町村の福祉課へ連絡していただくよう話をし、各市町村の担当者へも情報を提供している。

(ウ) 皆生尚寿苑の特性を理解していただくため、地域の民生委員に対して養護老人ホームについての説明会を行い、地域での生活困難な方の情報が、地域包括支援センターや市町村へ確実に繋がっていくよう働きかけている。

(エ) ホームページを活用し、情報の発信に努める。

(6) 県立施設としての役割に対する取組方針

ア 県下の養護老人ホーム等のモデルとしての先導的な取組

(ア) 大規模災害の対応

昨年度、大規模災害発生時の対応のため、鳥取県から社会福祉施設のモデルとして

選定され、事業継続計画（B C P）を策定し、県内社会福祉施設に向けて発表を行った。

計画（体制や対策）が機能するよう必要に応じて見直し、職員に周知を図る（緊急時にどう動けばよいかの意識付）とともに定期的に訓練を行い、問題点を把握して改善を図っていきたい。

また、苑内に設置されている全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を活用して、地震等の早期の情報収集を図っている。

(イ) 精神疾患者の受入れ

精神病院を退院した後の生活支援施設として役割に対する期待が高くなっている。

現在、在宅の暮らしを目指している長期精神疾患者の支援として、服薬管理とソーシャルワーク機能を發揮する。

(ウ) 触法高齢者の受入れ

昨今、養護老人ホームは、行き場のない触法高齢者支援の役割を担っている。

保護観察官と連携を取りながら支援にあたり、毎年5～9人を受入れ支援するなど社会のセーフティーネットの役割を果たしている。

(エ) 被虐待者の受入れ

被虐待者、被経済的虐待者の受入れが多く、本人や家族に対しての日常生活、自立支援事業的機能を求められている。365日24時間体制で対応を行うことや、困難課題の解決を措置権者と連携して行うことで、措置権者からの信頼を得ている。

3 管理に係る経費の効率化

(1) 効率的な施設運営、管理に係る経費の縮減策

ア 職員給与については、年齢給及び職能給をもって構成する鳥取県厚生事業団給料表及び鳥取県厚生事業団役職員給与・退職手当規程により、適切な支給を行っている。

イ 物品購入については、同法人内複数施設による共同入札・共同購入による経費縮減を実施している。

ウ 光熱水費・燃料費の使用量、使用状況を定期的に調査し節約に努めている。

エ TEASを導入し、電気、水道、コピー用紙等について、職員はもとより利用者に対しても節約を呼びかけている。

(2) 収支計画（見通し）の考え方（別添 収支計画書 参照）

「鳥取県立皆生尚寿苑 委託業務仕様書」に定められた業務を適正に実施していくことを基本とし、各年度とも平成24年度の措置費単価を用いて入所者140名で計画しているが、支出については、事業の適正な執行と管理運営費の節減に努める。

4 安定した管理を行うために必要な人員及び財政的基礎の確保

(1) 法人の財政基盤、経営基盤

別添財務諸表に記載のとおり

(2) 組織及び職員の配置等

ア 管理運営の組織（下記 組織図参照）

(ア) 実施体制の考え方

職員の体制は、施設の管理運営に支障がないよう、必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあつた適正な人数の職員を配置する。

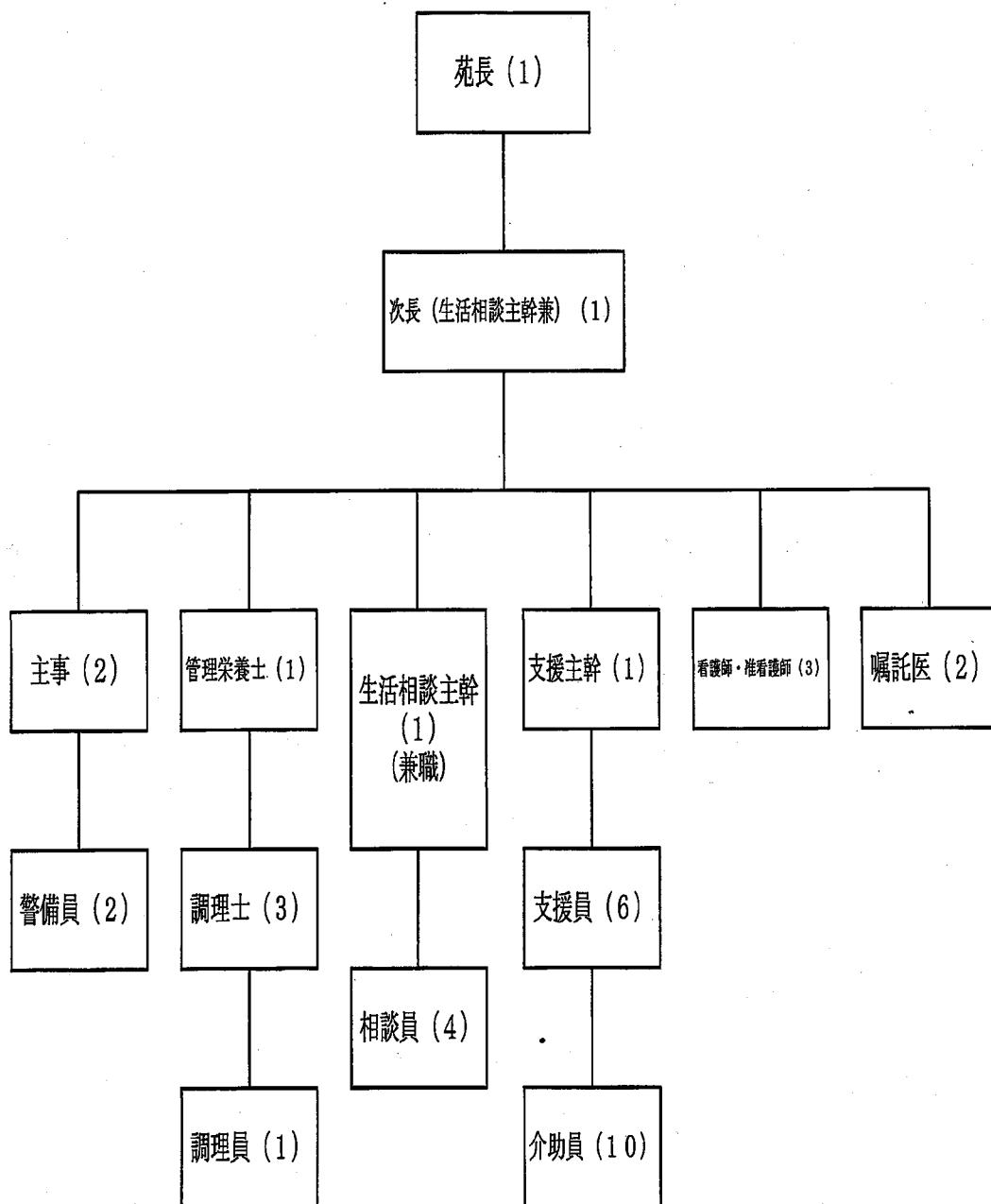
養護施設（一般入所者70名）の措置対象の支援員は、配置基準15：1の5名を配置し、特定施設（特定利用者70名）の介護職員は、配置基準10：1の7名を配置し計12名に2名を加配した14名の体制としている。

(イ) 施設長の人選について

施設長は社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を人選する。

【組織図】

平成26年4月1日：職員配置予定



イ 職員の職種等

平成26年度

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務	人件費(千円)
施設長(苑長)	常勤職員	21日	施設運営全般	
事務員(主事)	常勤職員	21日×2人	総務企画	
生活相談員(次長)	常勤職員	21日	苑長補佐・利用者生活相談	
生活相談員	常勤職員	21日×4人	利用者生活相談	
支援員(支援主幹)	常勤職員	21日	利用者支援・介護	
支援員(支援員)	常勤職員	21日×6人	"	
支援員(介助員)	常勤職員	21日×10人	"	
看護師・准看護師	常勤職員	21日×3人	利用者看護	
管理栄養士	常勤職員	21日	利用者栄養管理	
調理士	常勤職員	21日×3人	給食調理	
調理士(調理員)	常勤職員	21日	"	
警備員	非常勤職員	15日×2人	施設内警備	
嘱託医	委託職員	2日×2人	利用者医務業務	
産業医	委託職員	1日	職員医務業務	
事務パート	パート職員	21日	"	
調理パート	パート職員	8日×2人	"	
清掃パート	パート職員	21日	施設内清掃	
朝食パート	パート職員	11日	朝食調理パート	
朝食パート	パート職員	8日	"	
合計			(A)	

ウ 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職名			
		苑長	次長	主事	管理栄養士
事務室	8:30 ~ 17:15	相談員	事務補助員		
	17:00 ~ 8:30	警備員			
	8:30 ~ 17:15 (休日のみ)	警備員			
ケアセンター	5:00 ~ 13:45	支援員			
	7:00 ~ 15:45	支援員			
	9:10 ~ 17:55	支援主幹	支援員	介助員	介護パート
	9:30 ~ 18:15	支援員			
	12:00 ~ 20:45	支援員			
	16:30 ~ 9:30	支援員			
医務室	8:30 ~ 17:15	看護師			
	9:10 ~ 17:55	看護師			
	9:30 ~ 18:15	准看護師			
厨房	5:30 ~ 14:15	調理士	調理員		
	9:55 ~ 18:40	調理士	調理パート		
	7:00 ~ 9:00	朝食パート			
トイレ	8:30 ~ 12:30	清掃パート			

エ 人材育成

- (ア) 職員の人材育成については、鳥取県厚生事業団職員研修事業実施要綱に基づき、施設における福祉サービスの向上並びに地域社会のサービス提供拠点として、充実を図るため研修事業を実施している。
- (イ) 職員は、朝会において、利用者の状況・状態等を全員で共有し、日々の業務に活かすとともに入居者へのサービス向上に努めている。
- (ウ) 外部で行われる専門研修等へ積極的に職員を派遣して、資質向上に努めている。また、外部研修へ出た職員を講師として所内研修を実施し、他の職員へも伝達して組織全体のスキルアップを図っている。
- (エ) 日頃の業務の中で、探究・実践・改善を試みながら、法人内の実践報告や県の福祉研究学会・老人福祉施設研究会等への研究発表に毎年繋げている。
- (オ) 資格取得研修（社会福祉士・認定社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士等）の実施、法人の義務制度の利用等資格取得推奨に努めている。
(介護福祉士 27名、介護支援専門員 4名、社会福祉士 4名、社会福祉主事任用資格 9名 等 以上平成24年度の法人取得状況)

a 職場研修の理念・方針

- (a) 利用者一人一人が生き甲斐を持ち、心身共に安心できる生活を支援するために、職員の資質向上を図り、組織のレベルアップを図ることを目標とする。
- (b) 職員の個々のニーズにあった研修を積み重ね専門的なスキルアップを図る。
- (c) 施設のニーズ、社会のニーズにあった福祉サービスのスキルアップを図る。

b 研修の重点テーマ

- (a) 職員個々のニーズにあった研修を計画し、専門性をより高めるものを優先していく。
- (b) 老人福祉施設の職員経験年数
新人（0～3年） 中堅（4～10年） ベテラン（10年以上）と分類し OJT、OFF-JT、SDSの実施の形態に振り分け取り組む。

c 具体的研修

- (a) 希望研修の企画
- (b) 施設全体で取り組む研修
①精神障害者とのコミュニケーションと正しい理解について
②認知症介護について
③接遇研修について
④救急講習について
⑤介護予防、転倒防止等リスクマネジメント研修について
⑥閉じこもり予防、遊ビリテーション研修について
⑦支援・介護記録の充実を図るための研修について
⑧ケアプラン計画の作成及びアセスメント・ニーズの捉え方、記録について
⑨高齢・障がい者虐待及び権利擁護の研修について
⑩感染症（年2回）及び食中毒の研修について

(3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

(提出書類の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間)

平成23年度介護保険法に基づく実地指導の指摘事項は、改善報告済み。

平成25年度障がい福祉サービス事業者に係る指摘事項は、改善報告済み。

(4) 法人の社会的責任の遂行状況

ア 障がい者雇用

[提出書類の提出時点において該当する項目に 点を付してください。]

(ア) 常用労働者数50人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成25年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

(イ) 常用労働者数が50人未満の事業者であり、

障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること。)

障がい者を雇用していない。

イ 男女共同参画推進企業の認定

[提出書類の提出時点において該当する項目に 点を付してください。]

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

男女共同参画推進企業に認定されていない。

ウ ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

[提出書類の提出時点において該当する項目に 点を付してください。]

ISO14001、TEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)

認証登録されていない。

5 その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

- (1) 地域の拠点施設として、社会福祉士・介護福祉士の施設実習指導者を配置し、実習生を受け入れている。また、看護学生や鳥取大学医学部学生の実習も受け入れ、地域活動の推進役を果たしている。
- (2) 養護老人ホームの目的とされている地域参加活動の指導訓練として、積極的なボランティアの受け入れにとどまらず、入所者自身が地域のボランティア活動に参加し、地域の一

員として活動する支援をしている。

- (3) 養護老人ホームの入所に至る環境整備や課題解決し、施設入所完結ではなく、再び地域の住民として在宅生活へ復帰する支援をしている。

(在宅生活への復帰実績)

平成20年度 2名、平成21年度 1名、平成22年度 1名

平成23年度 1名、平成24年度 1名

- (4) 貧困・孤立した高齢者に対して、養護老人ホームの支援体制を社会的に認知してもらい、福祉の狭間で、生活に障害がある方への社会資源として、養護老人ホームが活用される働きかけをしている。

- (5) 障害者雇用優良事業所の厚生労働大臣表彰受賞 H23.9.7

- (6) あいサポート団体認定 H22.11.1